三月一日後の時事新報

世間政論の筆鋒快活なるもの多しと雖も往々目下の出來事を見るに忙くして其論旨淺薄にわらざれば急激の憾を免かれず時事新報の記者頃日忙中の閑を偸んで一編を起草し

維新以來政界の大勢

と題して現政府が維新の初、開國進取の國是を決斷し駸々進歩の途中明治十四年以來頓に方針を轉して開進の政友を失ふのみならず其友を變して敵と爲し國會開設に際して進退維谷の難局に陷りし其由來を歷史に徵し時事に照らして仔細に說論し末段に薩長藩閥の永久す可らざるを明示し結局功臣大同の內閣を組織して徐々に後進生を入れ以て責任內閣の佳境に達するの利を說き官民兩面に向て勸告を試みんとす草稿將さに脫せんとすれば來る三月一日より本紙に掲げて凡そ二週日の間、讀者の聽を煩はす可し

時事新報

銀價の下落に就て

昨年六月印度政府が幣制を改革して銀の鑄造を廢止するや世界の金銀市場に大波瀾を惹起して爲替相場は遂に六十弗以下に暴落したり實に經濟史上稀有の劇變にして當時世人は此有樣を觀て銀の下落も爰に至て其極度に達したりと心窃に期したる者も少なからざりし處、爾來銀勢は更に回復の色を示さゞるのみならず次第に益す降落して止まる所を知らず殊に數日前よりは一層下落の步を進めて遂に昨今に至りては五十弗少餘にまでに陷りたり抑も今を去ること二十年前まで世界を通じて金銀の相場は凡そ十六と一との割合に定まりて動くこともなく現に我國の一圓銀貨の如きも純銀三百七十八グレインを含蓄し是れを一圓金貨に比すれば正に一と十六、三との割合を保つものにして即ち當時世界の相場に據るときは金貨一圓も銀貨一圓も聊か價格に等差なかりしことなるに何ぞ圖らん僅々二十年の其間に銀の相場は下落して凡そ金の三十二分の一と爲り銀圓二枚を以て金圓一枚と換へて殆んど餘剩なきに至れり誠に全世界の耳目を驚かすの大變にして商工業社會一般に其影響を蒙りて動搖するも亦宜なりと云ふ可し扨て今後銀價は尙ほ何れの邊にまでに下落す可きや固より豫言し得べき限に非ざれども我輩の所見を以てすれば今日の此大下落は寧ろ世界各國をして大に金單本位の弊を悟らしめ以て自然に彼の萬國兩貨制の實行を速ならしむるの媒介たる可しと信ずる者なり蓋し今日の變動をば單に銀の下落なりと稱するは誤にして其實は銀の下落と金の騰貴と相合したるものに外ならず其證據には凡て歐米の金貨國にては二十年前銀の始めて下落を表はしたる頃より普通諸物品の價次第に下落し殊に最近三四年間に至て最も甚だしく下落を表はし商賣社會は是れが爲めに非常の困難を感じ會社商店等の破產するもの續々絕えず農民も勞働者も皆生活に苦みつゝあるは事實に爭ふ可らず而して物價下落の理由に就ては學者理財家の說區々一致せざれども金價騰貴の一事を以て其重なる原因とするに至りては殆んど疑なきもの、如し即ち價の標準たる金の相場が騰貴したるが爲めに諸物品一般に銀と共に下落の姿を現はしたるものにして唯銀は種々の人爲に制せられて其下落の度を一層劇しくしたるのみ通貨騰貴して物價下落すれば之に由て利する者は金を所有して他に貸付る所謂貸方の人にして之に由て損する者は其金を借りて業を營む所謂借方の人なり左れば此借方の地位に在る者及び目下米國にて最も有力なる彼の銀人（即ち銀鑛業に直接間接の利害を持つ人）の類は固より熱心に金銀兩本位を希望する者にして此頃の如き銀の暴落を見ては決して默止すること なく必死の力を盡して銀勢の挽回を謀るに相違ある可らず加之金單本位の根據なりと稱せらるゝ英國に於ても近頃は兩貨制の論勢頗る盛にして保守黨の政治家バルフォル氏を始めとしてゴッシェン氏及びソールスベリオ侯すらも過般來漸く兩貨制論に左袒して現政府に反對するの模樣ありと云へば或は遠からずして再び萬國貨幣會議を催ほし其結果として遂に兩貨制を歐米諸國の間に採用するに至ることなしとす可らず我輩は今後特に銀問題の成行に注意して事柄の細大に論なく苟も我實業社會の參考となる可きものは之を報道するに怠らざる可し

雜報

○誣告收賄事件の豫審調書

山口判事と岡田判事との關係

相馬謀殺罪被告事件の掛判事岡田晴橋氏と誣告收賄の廉を以て目下入監中なる山口判事と當時如何なる關係ありしかは左の調書に就て其一斑を端睨すべし

證人岡田晴橋の調書

判事問　相馬順胤を謀殺事件の被告に加へるとか加へないとか云ふことに付て山口淳が何にか意見を述べたことを聞かぬか

岡田答　聞きません

問　七月二十四日の起訴のときには相馬順胤は除かれてあつたと云ふことなるが如何

答　それが除かれてありました

問　それが被告となつたと何う云ふ手續なるや

答　それは檢事が上奏の手續が濟まぬとか云ふので二三日か經て起訴になつたのです

問　左すれば告發書には認めてあるに拘はらず之れを被告とするとか又は被告とせぬとか云ふことに付て山口淳又は所長古莊一雄等の話しはなかりしや

答　ありません只私は上奏の手續の爲めに後くれて居たと心得ました

問　事件着手後八月上旬頃に各被告人等は緩々取調をすと云ふ話しであるに非常に取り急で訊問を進行するのは不都合であるとか約束に背くとか云ふ手紙は山口は送つたことはないと云ふ如何

答　前回に申上げたる處の手紙は私は確かに受取りたるに違ひありません

問　追々取調が進むに隨て墳墓發掘後相馬誠胤の頭部には大きな疵があつたと云ふことを山口は岡田より聞いたと云ふが果して其樣なことありたるや

答　其事は何にか話しのとき云ふたかも知れません其話しと云ふは誠胤の死體の後頭部に手掌大の鬱血があつたのです其鬱血が若し生前に打撲等を受けたものならば糖尿病發作の原因となるか否を大に疑つて居つたのです或は他の話しの序に言つてあつたかも知れません

問　九月下旬頃か十月初め頃に致つて被告事件の模樣を山口より尋ねられたときに謀殺の事は或は不充分であるかも分らぬ併しながら不法監禁の事實は充分であるから此罪に向つて檢事正に起訴を求める積りであると云ふ話しを山口に致したるや

答　其頃は分りません即ち前回に申立つた十月十日過ぎ頃に不法監禁の方に付ては檢事に請求して起訴を求め樣かと思ふと云ふ話しをしたのです

問　此監禁罪の事に付て檢事正へ起訴のことを話したか何故か應じて吳れないからして之れが起訴になる樣に充分畫策もし又は盡力して吳れと山口に話したことなきや

答　前回に申した樣な次第で起訴を求めることに付て山口に一應の話しをしたことはあります盡力して吳れとか周旋して吳れとか云ふ樣な折入つての話をしたことはありません

問　右樣な話がありたるが山口は監禁罪起訴のことに付て檢事へは未だ話さずに居りし處其方は又山口に對し誠胤子を十數年間監禁した事實及び逆遇したものであると云ふことは違ひがない長森にも已に話を致して置た故に何にとか其監禁罪の起訴がある樣取計ひ吳れと熱心に申述べた趣きなるがそんなこともありたるや

答　そんなこともありません

問　愈よ檢事に於て起訴せねば此方から告發する積りであると申述べたことありしや

答　監禁罪の方は罪になるか知れぬと云ふ意見を抱て居りました故檢事が起訴せねば告發をする積りだと云ふ話しは或は致したかも知れません

問　ソレに付て告發したことあるや

答　ありません

問　ソレは何日なるや

答　本年十月十八九日頃です

問　其時即ち監禁罪の被告は如何

答　志賀直道、青田綱三、石川榮昌、西山リウの四人です

問　十月十六日山口と共に散步して參謀本部の處まで行きしに宅へ一寸寄つて吳れと申述べ山口を自宅に誘ひ志賀直道青田綱三西山リウ石川榮昌の四名は相馬誠胤を十四箇年間不法に監禁し且つ其間苛刻の處置をしたものであると云ふ事實を明細に記して當輕罪公判に移し他の三名は免訴すと云ふに豫審終結決定の草案を山口に見せたことあるや

答　そんなことはありません、日は覺へませんが胃の具合が惡るいから一處に散步しやうと云ふて永田町邊まで共に行つたとき宅に寄つて酒を一杯飮んで歸つたことありました參謀本部と云ふは其話のことだろうと思ひます併し檢事から起訴にならぬ事實に付て終結書を書た抔と云ふは元よりあることでもなし其れを見せた抔と云ふことも從てありません併し其時は告發する前頃のことですから雜話の間に不法監禁の事實の話し抔は致したかも知れません

問　其草稿を見且つ其方の決心が動すべからざる如くあつたからして然らば其れ丈けの手續にてすれば好かろうと云ふたるに檢事正は臭へものに蓋をする樣な考であり且つ相馬家の舊臣等に密會して居るから迚も尋常では起訴致すまいと思ふから充分盡力して貰はねばならぬと云ふに付然らば檢事正に話そーと申して其日は分れたと山口は云ふがソー云ふ話しは致したるや

答　そんな話は致した事ありません檢事正の密會と云ふ事は其頃新聞に又風評に八ケ間敷かつたので其れで私も取調の進行上差押へた證據物に依つて相馬の舊臣關係の紀錄等が檢事正の宅を訪問して居る事が分りましたから一時をかしいとは思つたのですけれども能く聞て見ると他の犯罪搜査の爲めか何にかであつたと云ふ事でした私の疑は即時に解けて仕舞つたのですから故らに其事を出

事はないのです

問　十月十七日に山口は其

へ行きたるが不在であつて

の意見を申込んで監禁罪の

が都合が好いと考て岡田に

し起訴せざりしときは何か

豫審掛を辭してやらなけれ

りとして告發するものを檢

來ないものと考へる故に若

に書た事實を何うかして起

せねばならぬと申述べ非

其樣なことはありしや

答　そんなことはありませ

か

問　十月十七日の新嘗祭に

たと云ふが如何

答　そんな話はしたことあ

る抔と云ふことは自分の意

ふべき筈がないのです

問　十八日の朝山口は古莊

の求むる如き事情を話し

於ても申述べたと云ふこ

答　其れは其前起訴の話し

事正所長にも話そーと云

か上席に居る爲めに能く

正や所長に話しをして居

から所長檢事正に何にか

りました日は覺へません

馬事件の話をしたと云ふ

たことありました今同人

居るものではないかと思

非常に私から依賴でもさ

たと云ふ樣な意味になる

ではないのです何にか山

益を圖つて陳述するもの

問　十九日に山口が登廳せ

ることになつたと申述べ

を其方が見せたと云ふが

答　若しそれが告發した當

云ふ話しはしたと思ひま

ことはないのです其譯け

なものにて告發すると意

ら認めて自ら檢事に送つ

示す間と云ふは響つて

ときには山口は出勤して

に角豫審部の席には居り

問　翌二十日の午後六時頃

對し起訴せざる趣だが甚

から免職させなければな

處までも世に公けにしな

來たと申して山口宅を訪

答　そんなことは丸でない

分を以て檢事正の進退の

ません

問　其時山口が錦織と密會

帖も岡田に示したと云ふ

答　密會の事實を尋たことと云ふ

手續でありまして私が山

を貸した抔と云ふが反て

致したのですソーすると

い反て僕は貯金を持つて

なものを其處に出しまし

か何にかと云ふことは元

百五十圓だろふと云ふこ

云ふ疑がありましたが直

に行つたのです

問　錦織に密會の事實があ

○[illegible]　新橋發　午前六時（急行）、七時、八時、八時五十[illegible]

[illegible]、十時三十五分、十一時四十分（急行）、[illegible]

○山ノ手[illegible]發車時刻　新橋發　午前八時十分、十一時四十五分、午[illegible]

五十分、五時二十分●赤羽發　午前九時二十八分、午後零時二十八[illegible]

時三分、七時十五分

○甲武鐵道發車時刻　新宿發（下り）　午前六時五十四分、九時五十[illegible]